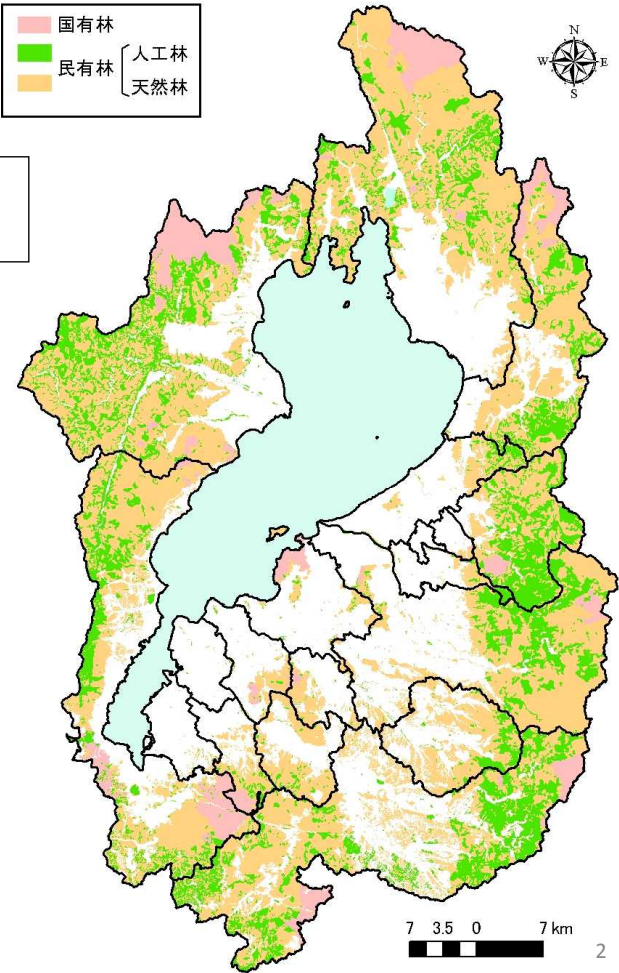
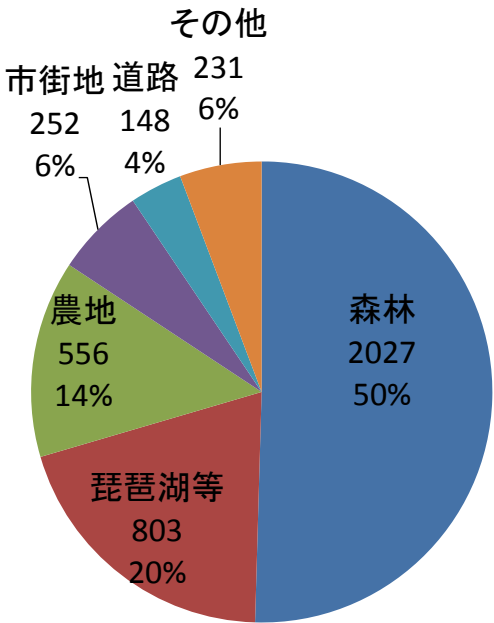


琵琶湖森林づくり条例の改正および 滋賀県水源森林地域保全条例の制定について

滋賀県琵琶湖環境部 森林政策課

滋賀県の森林

滋賀県の約半分は森林
(琵琶湖の約3倍)



琵琶湖森林づくり条例

(平成16年4月1日施行)

森林づくりに主体的に参画
下流の人々と長期的な展望に立ち

多面的機能が持続的に発揮できるよう
豊かな森林を守り育て

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林を
健全な姿で未来へ引き継ぐ

3

琵琶湖森林づくり条例
(平成16年4月1日施行)



琵琶湖森林づくり基本計画
(平成17年度～平成32年度)



琵琶湖森林づくり事業
(平成18年度～)



琵琶湖森林づくり県民税
(平成18年4月1日施行)

4

琵琶湖森林づくり基本計画

(平成17年度～平成32年度)

琵琶湖森林づくり条例の理念の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策

(1)環境に配慮した森林づくりの推進

(2)県民協働による森林づくり

(3)森林資源の循環利用の促進

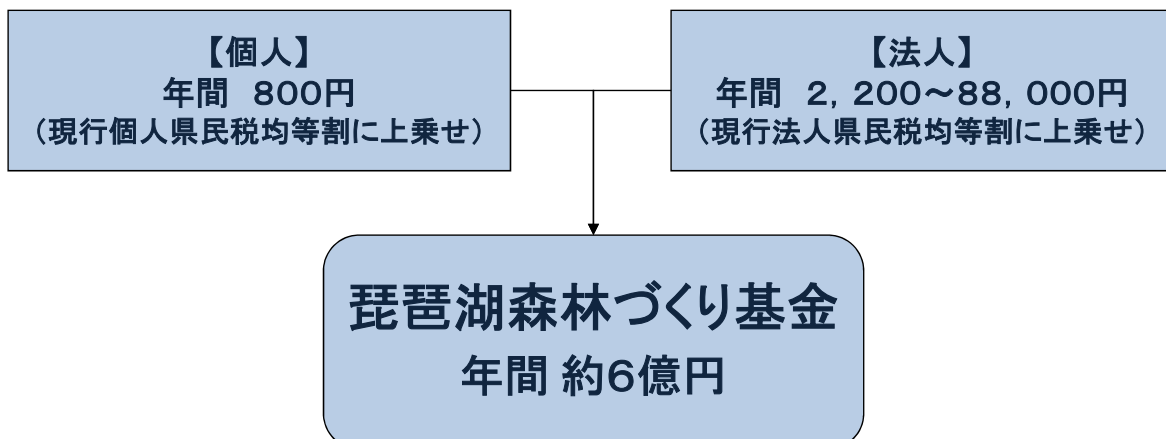
(4)次代の森林を支える人づくりの推進

5

琵琶湖森林づくり県民税

(平成18年4月1日施行)

基本計画を着実に実施するため、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮を重点に置いた**環境重視の森林づくり**の推進と、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、**県民との協働による森林づくり**を推進するという、新たな視点に立った「琵琶湖森林づくり事業」を展開するために必要な費用として、県民の皆様から「琵琶湖森林づくり県民税」をいただいています。



6

琵琶湖森林づくり事業 (平成18年度～)

環境を重視した森林づくり

陽光が差し込む適切な森林整備



長伐期林への誘導



森林資源の循環利用と二酸化炭素の固定



荒廃している里山林の整備



7

琵琶湖森林づくり事業 (平成18年度～)

県民協働による森林づくり

森林づくりへの理解や参加の促進



多様な主体による森づくり活動への支援



木のぬくもりや良さの普及啓発



森林環境学習や次代の人材育成



8

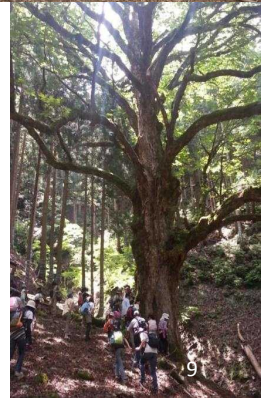
条例制定後の新たな課題

① 目的不明な森林の取得

② ニホンジカ増加による被害
立木の皮剥による枯死、材質低下
生態系衰退と土壌流出

③ 林地境界の不明確

④ 文化的・学術的価値の高い巨樹・巨木の保全 など



新たな課題への対応

「**水源林保全の仕組みづくり**」について、森林審議会へ諮問
平成26年9月 森林審議会より答申

I 適正な保全管理を進める仕組み

- ・水源林の土地取引の把握
- ・林地境界明確化
- ・水源林の巡視等による状況の把握
- ・多様な主体による水源林の管理

II 豊かな生態系を育む仕組み

- ・ニホンジカ対策
- ・巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

III 林業活動を活性化する仕組み

- ・間伐の推進
- ・県産材の生産・利用・流通

IV 価値を評価し情報発信する仕組み

- ・琵琶湖の水源林の価値の評価

琵琶湖森林づくり条例の改正 (平成27年4月1日)

○環境に配慮した森林施業の推進(第10条)

- ・森林の土地の境界の明確化
- ・共同施業、委託等による森林施業
- ・鳥獣による森林被害対策

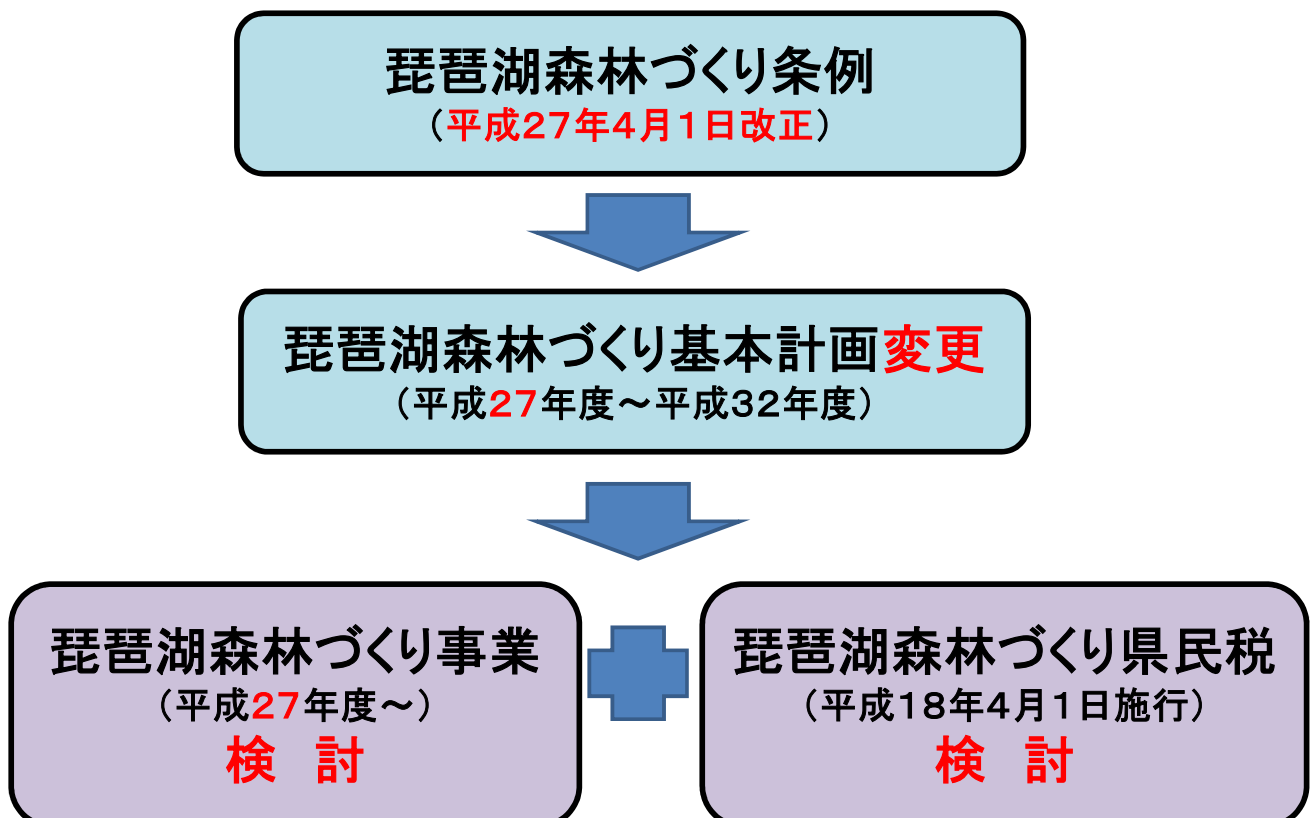
○巨樹・巨木等のある森林の保全(第11条)

○森林の有する水源の涵養機能の維持・増進(第12条)

○県産材利用の促進(第17条)

○県産材の生産、加工、流通の合理化、
県産材の適切な供給の確保(第17条)

11



12

琵琶湖森林づくり条例

(第12条)

県は、森林の有する水源かん養機能が琵琶湖下流域の安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源かん養機能の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

水源森林地域保全条例の制定 (平成27年4月1日一部施行)

水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置

森林の有する水源かん養機能の維持増進

13

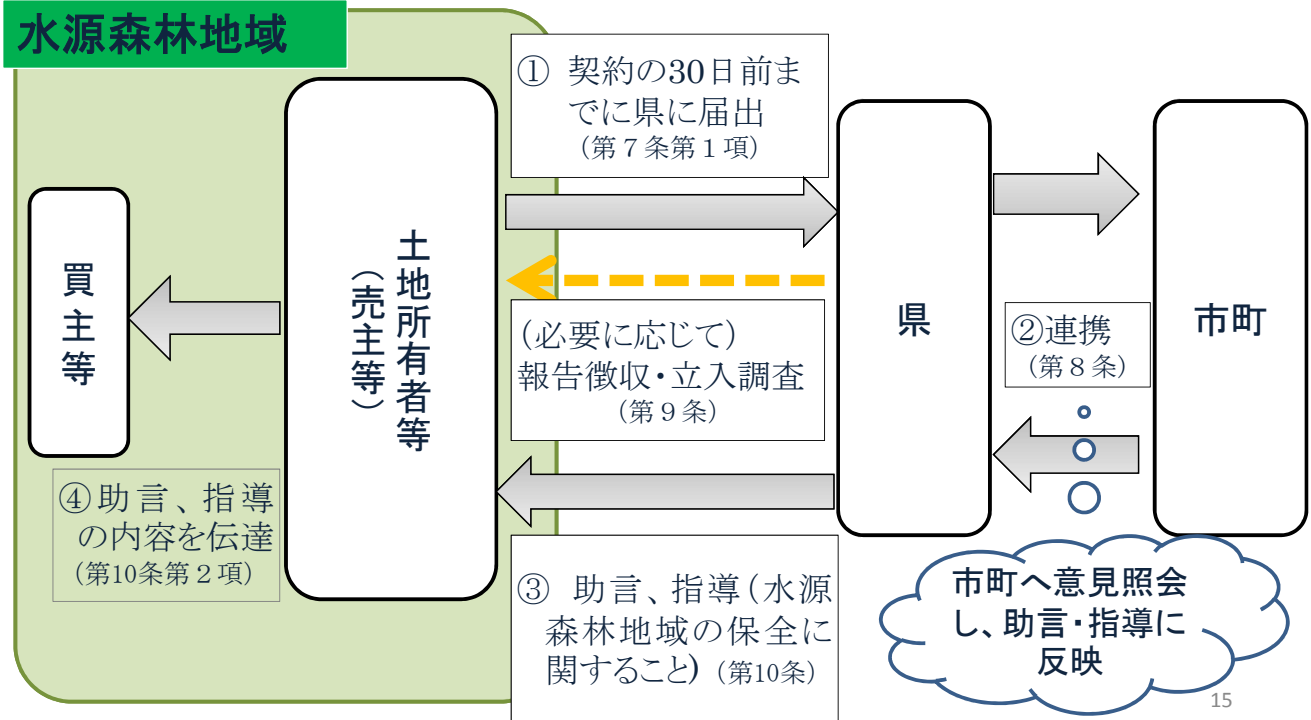
水源森林地域保全条例

基本方針(第5条) **平成27年6月策定**

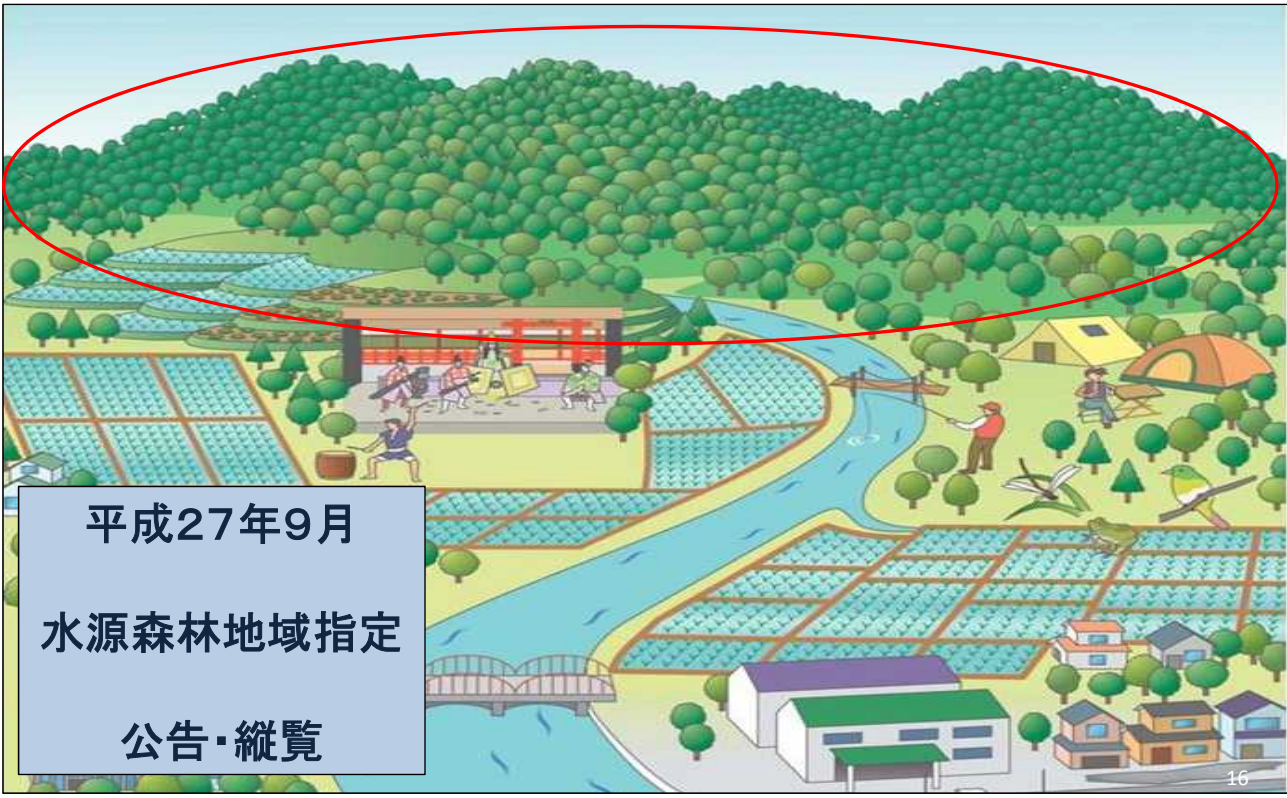
- ①水源森林地域での適正な土地利用について
 - ・適正な土地利用の内容・助言・指導の内容
 - ・水源森林地域を適正な土地利用に導くための県としての施策等
- ②水源森林地域の指定について
 - ・水源森林地域の指定の基本的な考え方
- ③その他水源森林地域の保全について
 - ・水源森林地域での森林の施業・管理等の方向など

14

水源森林地域内の所有権等の移転等の届出等 (基本方針① 第7条～第14条)



水源森林地域の指定(イメージ) (基本方針②)



水源林保全巡視員の配置 (基本方針③)

水源林保全巡視員

地域情報に精通し、かつ、治山施設の保全状況等の専門知識を有する者
(NPO等を含む)

- 県が示す巡視活動仕様書に基づき調査を行い、詳細な報告書を提出する。
- 災害対応等、緊急を要する場合は事務所の指示に従い調査活動を行う。
- 巡視にあたっては、調査活動の正当性を担保する証明書を所持
- 最新情報の共有・研修の実施により、巡視スキルの向上をはかる
- 県事業として実施

開発現場
等の監視
指導

森林被害
実態把握

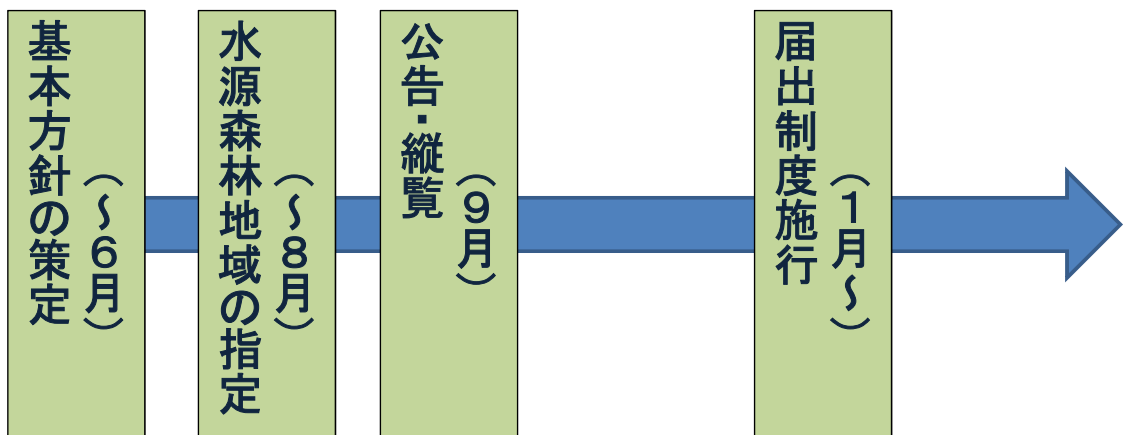
防鹿施設
の機能
点検指導

林業関連
施設の防
災的点検
指導

山地災害
危険地
点検

治山施設
の
機能点検

届出制度については 平成28年1月1日から施行



制度の広報・啓発

皆様のご理解とご協力をお願いします。